

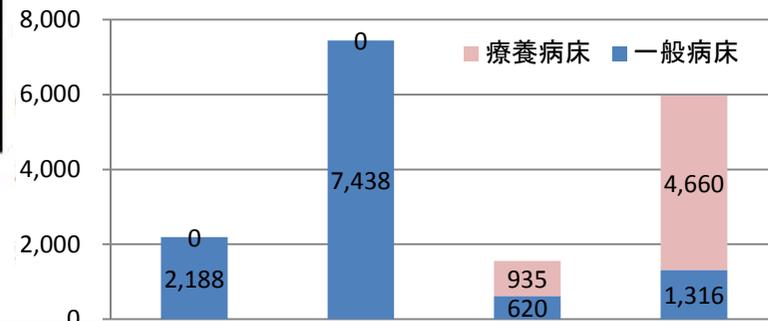
病床機能報告制度について

＜趣旨＞病床機能報告制度とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の13に基づき、医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組を進めるもの。(平成26年10月から施行)

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

各医療機関は病棟単位で、左記の医療機能について現状と今後の方向を各都道府県へ報告をする。
・7月1日時点の病棟機能を毎年10月に報告をする
・今後の方向性については6年後に予想される病棟機能を報告する

＜2015(平成27)年7月1日時点の病床の機能区分別の病床数(許可病床) 愛媛県全体＞



	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
一般病床	2,188	7,438	620	1,316	11,562
療養病床	0	0	935	4,660	5,595
合計	2,188	7,438	1,555	5,976	17,157
構成比	12.8%	43.4%	9.1%	34.8%	100.0%

